日本年金機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令案（命令等の案の名称）に関する意見募集の結果について

令和８年３月 18 日
厚生労働省
年金局事業企画課

日本年金機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令案（命令等の案の名称）について、令和８年１月 28 日（水）から同年２月 26 日（木）まで御意見を募集したところ、６件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

| No. | 案に対する御意見 | 御意見に対する厚生労働省の考え方 |
|---|---|---|
| １ | 今回の省令改正により、業務の帰属先が明確化され、財務処理の透明性が一定程度向上するのであれば、市民として歓迎したいと考えています。しかし同時に、これまでの行政運営の実態や過去の情報管理の不祥事を踏まえると、単に会計上の整理を行うだけでは、市民の不信感を払拭するには不十分であることも強く感じています。<br><br>まず、外部委託に対する市民感情は、現状では「不信」が基調になっています。これは市民側の誤解ではなく、過去に実際に起きた複数の重大な情報管理事件が背景にあります。年金機構による大規模な個人情報流出、禁止されてい | 本案に賛成のご意見として承ります。 |

| | | |
|---|---|---|
| | た再委託の横行、行政デジタル化事務における海外企業の関与、さらには他省庁における機密情報を含む端末の紛失など、国民生活に直結する情報が適切に管理されてこなかった事例が繰り返されてきました。<br><br>これらの事件に対して、組織的・個人的な処分が軽微にとどまるケースが多かったことも、市民の信頼を大きく損なっています。「重大なミスが起きても組織も個人もほとんど痛まない」という構造が続く限り、外部委託や特別会計に対する不信感が解消されることはありません。<br><br>また、特別会計は制度上どうしても不透明化しやすい構造を持っています。一般会計に比べて説明が簡略化され、委託費や事務費が大きな塊で処理されるため、市民が「何にいくら使われているのか」を把握することが困難です。形式的には情報公開が行われていても、実質的には市民が理解できる形になっていないという現状があります。<br><br>こうした状況は国内だけでなく、海外からも指摘されています。日本の税金の使途や特別会計の構造は「透明性が低く、民主国家としては異例」「独裁国家並みに分かりにくい」と評価されることすらあります。これは日本の行政に対する国際的な信頼にも関わる問題であり、改善が急務だと考えます。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 今回の省令改正は、会計処理の帰属を明確にするという点で一定の意義がありますが、市民が本当に求めているのは「制度の透明性が実感として高まること」です。単に法令上の整理を行うだけでなく、以下のような構造的な改善が必要だと考えます。<br><br>外部委託・再委託の透明化と厳格な管理<br>　委託先・再委託先の情報、契約内容、実際の作業実態を市民が確認できる形で公開すること。禁止されている再委託が行われた場合には、厳格な処分を行うこと。<br><br>特別会計の説明責任の強化<br>　市民が理解できる形式で、使途・委託費・事務費の内訳を公開すること。専門用語や大きな費目の羅列ではなく、実態が分かる説明が必要です。<br><br>情報管理インシデントに対する厳格な責任追及<br>　重大な情報流出や管理ミスが発生した場合、組織的・個人的な責任を明確にし、再発防止策を形だけでなく実効性のあるものにすること。<br><br>市民が納得できる説明の継続的な実施 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 制度改正の際には、専門家向けではなく市民向けの説明資料を作成し、行政の透明性を高める努力を継続すること。<br><br>行政への信頼は、一度失われると回復に長い時間がかかります。今回の省令改正を単なる技術的な整理にとどめず、外部委託や特別会計に対する市民の不信感を真正面から受け止め、透明性を高めるための取り組みを強化していただきたいと強く要望します。日本の行政が「分かりやすく、説明責任を果たし、国際的にも信頼される仕組み」を持つことを期待しています。 | |
| 2 | 日本年金機構が実施する「公金受取口座登録に向けた本人意向確認・口座情報提供事業」に係る国庫納付金の帰属を、年金特別会計ではなく一般会計とすることに賛成します。本来、年金事業とは性質の異なる事務の収支は、明確に区別されるべきだからです。<br><br>しかし財布の帰属を変えるだけでは不十分です。実務の現場において、年金事業のリソース（人員、システム基盤、光熱費等）が、なし崩し的に本事業へ流用される懸念があります。もしそうなれば、被保険者が納めた年金保険料が、目的外である一般行政事務のコスト補填に使われることになり、ガバナンス上極めて問題です。 よって、以下の 2 点を省令の運用において徹底することを求めます。 | 本案に賛成の御意見として承ります。 |

| | | |
|---|---|---|
| | １，厳格な区分経理とコスト開示<br>本事業に要した費用（人件費、システム改修費、共通経費の按分等）が、本来の年金事業と会計上厳密に区分されていることを証明するため、詳細な収支内訳を国民に開示すること。<br><br>２，デジタル活用による効率性の検証<br>本事業はデジタル社会の基盤整備（公金受取口座）に関するものである以上、旧来のアナログな手法ではなく、データ連携等を活用した低コストな運用がなされているか、毎年度その効率性を検証・公表すること。<br><br>「財布を分ける」だけでなく、「中身の透明性」を担保する仕組みまで踏み込んだ運用をお願いします。 | |
| ３ | 本改正案では、公金受取口座登に向けた本人から意向確認・口座情報提供事業に係る国庫納付金の帰属を「一般会計」と定めているが、これについて以下の懸念を表明した、運用の明確化を求める。<br>1．資金の使途の透明性確保について<br>当該事業は年金受給者等の利便性向上や公的給付の迅速化を目的としたものである。これに伴う国庫納付金が一般会計に帰属することで、年金関連業務とは無関係な他の一般施策（他事業の財源不足の補填等）に流用・支弁される懸 | 本事業の予算は一般会計の予算であり、国庫返納金の帰属についても一般会計とするものです。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 念がある。納付金の使途が、本来の趣旨に沿った事務改善や利用者還元に資するよう、透明性を確保すべきである。<br>2. 区分経理と説明責任について<br>一般会計へ繰り入れられた後も、当該資金がどのように活用されたか、またはどの程度の剰余が生じたのかを国民に分かりやすく公開すべきである。特に、年金特別会計から切り離された事務経費の余剰分が、一般会計の中で「埋没」してしまわないような仕組みを求める。<br>【要望】<br>不用額が発生した場合は、まずは当該特別会計内での基金への積み立てや、将来の負担軽減に向けた料率改定に充てることを優先すべきである。やむを得ず繰り入れを行う場合でも、その必要性と妥当性を国民に対して詳細に公開し、時限的な特例措置にとどめるべきである。 | |

※上記のほか、３件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。